

林利隆氏は、民訴法改正に当たっての報道界の判断は「失当ではなかったかと思われる」と述べている。報道界には確かに、プレスの特権は憲法に保障されているのだから、民訴法に規定する際に直面する。拒絶権の保障の範囲や報道機関の位置づけや定義などの問題をあえて抱え込まなくてはよいのではないかと、葛藤があったようである。とはいえ、林氏は、法的に特別の地位を獲得するための現実的判断をしてもよかつたのではないかと述べている。

昨年九月に他界された林氏の遺著が「戦後ジャーナリズムの思想と行動」（日本評論社）として刊行されたばかりだ。同書に前記の論文は再録されているので、詳しくはそれをご覧いただきたい。民訴法に証言拒絶権が規定されていたとしたら、あの地裁判決はありえたのだろうか。さて、この取材源秘匿と証言拒絶権という問題は、

も、職能集団がその倫理的規範を担保し、維持・発展させていくことができる。証言拒絶を認めた高裁判決も基本的にはこの考え方に立っているのであろうか。判決は「報道機関の取材活動は民主主義社会の存立に不可欠な国民の『知る権利』に奉仕する報道の自由を實質的に保障するための前提となる活動」と価値づけ、「取材した相手方（取材源）が秘匿されなければ、報道機関と取材源の信頼関係が失われる」として証言拒絶には理由があると述べている。

これは「常識的な」というように聞こえる。しかし、取材活動の主語となっている報道機関とは何であろうか。なぜそれが取材源秘匿、「職業の秘密」の担い手となるのであろうか。

文化

プロフェッションとしての職業倫理確立を

か。私には単純に喜んでいい場合ではないように思われる。問題は「職業の秘密」における「職業」の位置づけと意味である。どのような職業に守るべき秘密が認められているのだろうか。高裁判決は「民訴法上の『職業の秘密』とは、公開され

ると当該職業に深刻な影響を与え、以降その遂行が困難になるものをいふ」と言っている。典型的には医者や弁護士などの職業が考えられているだろう。つまり、英語でいうプロフェッションである。では、ジャーナリストはプロフェッションか。おそらく、そうである。それは、日本のマスメディア企業の社員である、新聞・放送記者はプロフェッションか。おそらく、意見が分かれるだろう。そこにおける躊躇こそが、報道界が民訴法改正試案を断った背景に密かに横たわっていたのではないかと思う。

しかし、高裁判決を当然だとし、歓迎するのであれば、辻褄を合わせなければならぬ。「職業の秘密」を主張する以上、新聞・放送記者はプロフェッションでなければならない。その際、企業の社員であるかどうかは問題ではない。つまりフリーランスも含められるべきだ。取材源秘匿を就業規則ではなく、職業倫理として位置づけるからには、それ以外の選択はないのではないか。個人としてのジャーナリストが浮上するのである。

判決を熟読させ、自分が就いた職業が国民の「知る権利」に奉仕するという憲法的な性格をもった仕事なのだということを教えていただきたい。そして、先輩諸氏には取材源秘匿の職能倫理に肉薄する、権力監視のジャーナリズム活動をもっと本質的なケースで、もっと頻繁に見せていただきたいと願うのである。

取材源秘匿と証言拒否をめぐる

花田 達朗

報道機関とは狭く取れば、報道に携わるマスメディア企業・組織である。記者やジャーナリストという職業人を指してはいない。職能倫理の主体とは何なのか、誰の職能倫理なのか。そのような疑問がわく。

その点、かつて報道界の拒否した「試案」条文では主語は「取材若しくは編集の業務に従事する者」になつており、この違いには注目すべきだろう。高裁判決を歓迎した報道界は、この問題をどう考えるのだろうか。

2006年4月11日(火)
東京新聞夕刊7面

（はなだ・たつろう）
早稲田大学総合科学芸術院教授、メディア・ジャーナリズム研究